

GPS設置捜査判決から考える 今後の制度のあり方

デジタル・フォレンジック研究会
「法務・監査」分科会(第14期 第1回)

2017/06/08



新潟大学 須川 賢洋

Niigata University

平成29年3月15日 最高裁大法廷判決
平成28年(あ)第442号 窃盗、建造物侵入、傷害被告事件

Cyber Law

- 大規模な窃盗団による事件
 - GPS捜査は主に犯罪組織や麻薬組織捜査に使われる
 - GPS設置は、平成25年5月23日頃～12月4日頃
 - 他の訴訟もH22～H25年頃のものが多い
 - 被告人、共犯者のほか、被告人の知人女性も使用する蓋然性があった自動車等合計19台
 - 犯人自体は、他の証拠で有罪
- (論点)GPSで収集した証拠の部分はどう扱うか？

一審

- GPS捜査は違法→証拠能力の否定
- 刑事訴訟法197条1項の定める「強制処分」にあたる

刑訴法 第九十七條(1項)

捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これを行うことができない。

- 裁判所は判決文中にて、この条文の解釈を重視！
- 参考までに...
 - 「ログの保全要請」は同条3項以下にある

二審

(控訴棄却)

- GPS捜査で取得可能な情報は端末を取り付けた車両の所在位置に限られる
 - プライバシーの侵害の程度は必ずしも大きいものではない
- 他に
 - 尾行や張り込みと合わせてGPS捜査を実施する必要があった
 - 当時はまだ強制処分にあたるという見解はなかったことも理由に

最高裁の判断

- GPS捜査は、個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うから、個人のプライバシーを侵害し得る
 - ← 公道上のみならず、個人のプライバシーが強く保護されるべき場所や空間に関わるものも含めて、対象車両及びその使用者の所在と移動状況を逐一把握
- **これだけだと、尾行との違いを説明するには不十分では？**

裁判所は

- GPS捜査は、個人の意思を制圧して憲法35条の保障する重要な法的利益を侵害するもの
→「令状が必要」

と、している

- (最高裁判例では)GPS装置を装着した手段・場所については特に触れていない
- 「公権力による私的領域への侵入を伴う」という表現
- (参考)
去る2017年5月30日の東京地裁判決では、私有地に立ち入って端末を付けていることに触れている

裁判所が挙げる問題点

- (仮に、検証許可状、搜索許可状の発付を受けて行うとしても)被疑事実と関係のない使用者の行動の過剰な把握を抑制することができない
- 相手に知らせては意味が無いので、事前の令状提示はできない
 - これに代わる公正担保の仕組みがない

問題点解決の為の裁判所の提言

解決手段として

- 実施可能期間の限定
- 第三者の立会い
- 事後の通知

等が考えられる

→ どれを選択するかは立法府の役割

← その根拠は197条1項後段但書

...私見としては「**言い過ぎ**」では？

(「**第三者の立会い**」は非現実的)

(私見として) もっとも違和感のある表現

- 事案ごとに、令状請求の審査を担当する裁判官の判断により、多様な選択肢の中からの確かな条件の選択が行われないう限り、是認できないような強制の処分を認めることは、但書の趣旨に沿わない。
 - だから立法が望ましい！ by 裁判所



補足意見より

- 法制化までの間のGPS捜査を否定してはいない
 - ただし、「裁判官の審査を受けて」という文言が先にあり
- その際の令状発付判断は、本判決に示された各点を考慮し、極めて慎重に！とのこと
 - 事実上の禁止としての効力を
持ってしまうのでは？

最後に

- 法制化までの間をどうするのか？
- この判例に基づく立法過程で、与野党間で不毛な政治闘争が起きる事への危惧

(後半のディスカッションにて議論いたしましょう！)